

責任共有
対象外

青梅市小口零細企業保証資金融資制度 (国の全国統一制度)

ご相談・
お問合せは

● 青梅商工会議所／中小企業相談所 TEL 23-0113

● 青梅市役所商工観光課 TEL 22-1111

融資の 制 度 名	融資の対象者	資 金 使 途	貸付限度額	保 証 限 度 額	融資期間 & 返済方法	保 証
運転資金	市内に住所があり 1年以上事業を営み、 市税を滞納していない 中小企業者および団体 で、常時使用する従業員 の数が以下のとおり であること。 ●商業・サービス業 (宿泊業・娯楽業以外)5人以下 ●その他20人以下	●商品・材料仕入 ●買掛金 ●手形決済 ●諸経費支払い等	1,000万円	※本申請と既に ご利用いただいている 信用保証付の 融資残高との合計が 2,000万円以内 となることが 必要	7年以内 (据置期間6ヶ月含む) 元本均等償還	信用保証協会の 保証があること ◆保証料の全額を補助 (100円未満切捨て) 1/2の額を青梅市、 1/2の額を東京都が 補助します。
設備資金		●工場・店舗の増改築 ●機械類の購入等 設備の設置改善 (未着手の設備に限る)	1,250万円		10年以内 (据置期間6ヶ月含む) 元本均等償還 ※減価償却期間内	◆繰り上げ償還 の場合は、 返戻保証料の返還が 発生します。
小口緊急 対策資金		●小口緊急対策的 運転資金	500万円		7年以内 元本均等償還	
※ 申込人の資格						<p>①市内に住所を有し、かつ市内において1年以上事業を営んでいること。 ②市議会議員の選挙権を有すること。(法人は除く) ③すでに納期を経過した分のすべての市税を完納していること。 ④市からの中小企業振興資金の融資を受けている場合は、延滞金の事故がないこと。 ⑤信用保証協会の保証を付けること。(法人の場合、原則として代表者の保証を要する。)</p> <p>⑥手形交換所の取引停止処分を受けていないこと。 ⑦設備資金等については原則として未着手の施設であること。 ⑧既に設備資金の利用残高がある場合、 融資実績2/3以上の返済が必要。</p>
融資実行取扱い金融機関	<p>※金利は別紙をご覧ください。</p> <p>●青梅信用金庫／本店・中町支店・千ヶ瀬支店・河辺支店・青梅東支店 ●りそな銀行／東青梅支店・河辺支店 ●西武信用金庫／河辺支店・千ヶ瀬支店・三ツ原支店・小作支店 ●きらぼし銀行／青梅支店 ●東京厚生信用組合／青梅支店 ●飯能信用金庫／青梅東支店 ●多摩信用金庫／羽村支店 ●山梨中央銀行／羽村支店</p>					

●お申込は青梅商工会議所：中小企業相談所へ

《平成30年5月》

青梅市小口零細企業保証資金金融資制度 必要書類一覧

①、②共…○必須 △該当する場合、必要

1 運転資金金融資を申込む場合の必要書類 ※小口緊急対策資金金融資も同様

窓 口		青 梅 商 工 会 議 所		申 請 者		法務局	市役所(市民税課・収納課)					申請者
							納 税 証 明 書					
必要書類	申込書	情報提供同意書	個人収支内訳書	決算書申告書	試算表	登記簿謄本	市都民税課税証明書	市都民税	固定資産税都市計画税	償却資産税軽自動車税	住民票	許可証
法人	法 人	○	○	○ 1期分	△ 決算後半年	○	○	○	△	△		△
	代 表 者	○	○				○	○	△	△	△ 市外在住者	
個人	代 表 者	○	○ 1期分				○	○	△	△		△

2 設備資金金融資を申込む場合の必要書類

窓 口		設 備 資 金 申 込 の 場 合					
		青梅商工会議所	申 請 者				
必要書類		事業計画書	見積書	図面	カタログ	建築確認書	工場認可書
法人	法 人	○	○	△	△	△	△
	代 表 者						
個人	代 表 者	○	○	△	△	△	△

※設備資金金融資の申請者は上記①の表の書類に加え、右記の書類も必要です。

●お申込は青梅商工会議所：中小企業相談所へ

●必要な納税証明書は市町村税ですので、全て市役所にて取得できます。(取得可能な最新年度のもの)

●青梅市の場合、課税証明書は「市民税課市民税係」にて取得してください。市都民税・固定資産税・償却資産税・軽自動車税の「納税証明書」は「収納課管理係」にて取得してください。

●市外での課税がある場合、課税証明書・納税証明書はそれぞれの市区町村にて取得してください。

●試算表・登記簿謄本・証明書類は3ヶ月以内に発行されたもの。

●登記簿謄本および納税証明書は原本を提出。

●決算書・申告書は直近の1期分をコピーで提出(法人の場合は、勘定科目明細書を含む)。

●決算後半年を経過した場合、試算表が必要。(法人の場合)

●固定資産税納税証明書は、不動産を所有していない場合は不要。

●軽自動車税納税証明書は、軽自動車・原付などを所有していない場合は不要。

●住民票は市外在住の場合のみ必要。

●許可証は許認可を要する業種の場合、そのコピーが必要。

●設備資金について、カタログが用意できない場合は購入物についての外観、性能等の概略を事業計画書に明記すること。

●車両購入の場合は、作業車が対象になります。(4ナンバーか1ナンバーの貨物車)

●機械設置・店舗改装などの場合、図面は必須。

●設備の場合、工場関係は、市役所環境政策課の認定が必要です。工場認可変更届出の必要があるかの確認および、該当する場合の工場認可番号の明記は必須。

※設備資金は実行後、施設完成届の提出が必要で、それに基づき施設完成確認を行います。

